

株式会社ケアネット定款

株式会社ケアネット定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社ケアネットと称し、英文では、CareNet, Inc. と表示する。

(会社の目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 放送業務一般
2. 医療関連の映像著作物の企画・配給・貸与及び輸出入
3. 医療に関する情報処理サービス業及び情報提供サービス業
4. コンピュータソフトウェアの企画・制作・販売・貸与、輸出入及び保守・運営管理業
5. コンピュータハードウェアの開発・販売・貸与・輸出入及び保守・運営管理業
6. 情報システムの設計・開発・保守・運営管理及びコンサルティング業
7. 工業所有権（特許・実用新案・意匠・商標など）の貸与業務
8. 市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ、医療及びマルチメディアに関する調査分析及びコンサルティング業務
9. 生命保険の募集に関する業務
10. 損害保険の代理業
11. 総合広告代理店業
12. 広告物、出版物、印刷物の企画・制作・販売及び輸出入業務
13. 各種イベント、講演会及びセミナーの企画・販売・運営管理業
14. 放送・通信・出版物を利用した通信販売業及びその斡旋並びにその企画
15. 有料職業紹介事業
16. 労働者派遣事業及び薬剤師、医療品、医薬品等の営業部員等の人材教育、育成、研修、能力開発プログラムの企画及び実施並びにコンサルティング業務
17. 医療機関、薬局向けの経営管理、受発注管理、在庫管理、物流管理の請負及びコンサルティング業務
18. 医療機関、薬局向けの医薬品、医療用機材、医療消耗品、医療機器及び医療用具の共同購買受託業務
19. 医薬品、医薬部外品、保健機能食品、医療機材、医療消耗品、医療機器、医療用具、介護用具、福祉用具、事務用品、事務用機器等の製

造、販売、輸出入、賃貸及びメンテナンス業務

20. 医薬品、医薬部外品、保健機能食品、医療機材、医療消耗品、医療機器、医療用具、介護用具、福祉用具、事務用品、事務用機器等の開発に関する臨床試験及び研究の調査、企画、実施並びに情報や報告書の収集及び処理、試験、検査又は研究に関する助言及び情報の提供
21. インターネットを利用した医薬品、医療用機材、医療消耗品及び医療機器の電子商取引及び決算処理の請負
22. 特定電子認証業務
23. 医薬品、医薬部外品、保健機能食品、医療機材、医療消耗品、医療機器、医療用具、介護用具、福祉用具、事務用品、事務用機器等の製造・販売に係る許可・承認申請等の事務代行及び輸出入に関するコンサルティング業務
24. 医療DX（デジタルトランスフォーメーション）事業
25. 製薬・医療機器メーカー向けのコンテンツ制作及びコンサルティング業務
26. 病院・医療機関等の医業承継、事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携、経営権譲渡及び合併等に関する斡旋、仲介及びコンサルティング業務並びにこれらに関するプラットフォーム事業
27. 医師・医療従事者等の転職支援事業及びこれに関するプラットフォーム事業
28. 医薬品、医療機器及び医療に関するコンピューターセンターの運営管理業務
29. 経営、財務、投資及び資産運用等に関するコンサルティング事業
30. 病院、医療施設、薬局の経営、運営、管理及びその受託
31. 病院、医療施設及び介護施設の建物の新設、増改築に関する設計・施工・施工管理業務の受託
32. 不動産の保有、売買、賃貸及び管理
33. 前各号の事業に関連若しくは附帯する一切の事業又は投資

（本店の所在地）

第 3 条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機 関）

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、160,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第 9 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第 10 条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、取締役会の決議によって代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役が複数選定されている場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、順序の高い代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。

3 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社は取締役会の決議をもって取締役社長1名並びに取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

2 取締役社長は当会社を代表する。

3 取締役社長のほか取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長又は取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長及び取締役会長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議等)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

3 取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項(但し、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項に関する賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任

を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(常勤の監査役)

第39条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第43条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当の基準日)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として

中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。